商工関係補助金等

経営一般、創業・ベンチャー・経営革新等

E - 01

地域資源を活用した新商品・新サービスの事業に対する支援

地域產業資源活用事業

●事業内容

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)に基づいて、中小企業者等が「地域産業資源活用事業計画」等を作成し、認定を受けると、専門家による支援や低利融資等の各種支援を受けることができます。

- ●対象者
 - 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓等を行うため「地域産業資源活用事業計画」等を作成し、国の認定を受けた中小企業者。
- ●支援施策の内容
- 1. マーケティング等の専門家による支援(新事業創出支援事業) 事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
- 2. 政府系金融機関による低利融資
- 3. 信用保証の特例
- 4. 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
- 5. 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 6. 地域団体商標の登録料の減免 なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があり ます。
- ●計画作成の支援について

制度の詳細や、計画の作成等については、中小企業基盤整備機構中国本部連携推進課へご相談ください。

TEL 082-502-6689 FAX 082-502-6558

お問い合わせ

中国経済産業局経営支援課 TEL 082-224-5658

FAX 082-224-5643

創業・ベンチャー・経営革新 等

E - 02

地域資源を活用した新商品等の試作品開発、販路開拓に

しまね地域産業資源活用支援事業

県内中小企業者等が県外市場の獲得を目指し、地域産業資源を活用して新商品・新サービスの研究開発、既存商品・既存サービスの改良及び販路開拓等、新たな事業化を目指す取り組みを支援します。

	県内波及型	県内新規取引型	連携事業型	
事業区分	県内に波及効果が見ら れるもの	県内事業者との取引を 図るもの	商工団体等の支援を受け、業界 等が連携して行うもの	
県内に事業所を有するで対象者 組合、協業組合、NPO 林漁業者除く)			商工団体等	
	活用した新商品・新サ		見光資源といった地域産業資源を 商品・既存サービスの改良、販 の経費	
対象経費		原材料・加工等の県内 取引の拡大を図るため に要する経費	業界等が連携して行う事業に要する経費 商工団体等による連携事業のマネジメント経費(=事務費)	
補助率	1/2 (機器、設備整備1/3)	2/3 (機器、設備整備1/3)	2/3 (機器·設備除<) 事務費10/10	
補助額	500~3,000千円	500(※) ~4,000千円 ※新商品、新サービス の研究開発、既存商 品・サービスの改良の みを行う場合に限り、 補助額の下限を300千 円とする。	事業費 500~6,000千円 事務費 事業費の20%以内ま たは上限額400千円の いずれか	
事業期間	単年度	2か年度以内		

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-21-0651

ホームページ http://www.shoko-shimane.or.jp/又は

お近くの商工会議所・商工会・島根県中小企業団体中央会・ 公益財団法人しまね産業振興財団(巻末の一覧表参照) 事業化・販路拡大

E - 03

農林水産業と商業・工業等の産業間の垣根を超えた連携の促進

農商工等連携事業

〔対策のポイント〕

国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、融資等の支援を行う取組です。両者のマッチングを行う一般社団法人・NPO法人もあわせて支援が受けられます。

1. スキーム

基本方針

◎主務大臣が農商工等連携事業・支援事業の認定基準等を策定





農商工等連携事業計画

/中小企業者と農林漁業者が共同で 新商品の開発等に取り組む事業計 画を作成

[支援措置]

- 1. 中小企業信用保険法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務 保証
- 3. 農業改良資金融資法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長
- 4. 中小企業者に対する低利融資制度





農商工等連携支援事業計画

一定の要件を満たす一般社団法人・ NPO法人等が、農商工等連携事業 に取り組む事業者等に対する指導・ 助言等の支援を行う計画を作成

[支援措置]

1. 中小企業信用保険法の特例 (事業計画の認定を受けた一般社団 法人・NPO法人等は、中小企業信 用保険の対象になる。)

お問い合わせ

TEL 082-224-5658 FAX 082-224-5643

経営一般、事業化、設備の導入、受注・販路開拓

E - 04

[強くしなやかな食品産業づくり事業] 食品製造業を核にした地域経済循環拡大の先導的事業を支援します

地消地産化モデル創出補助金

- ●事業内容
 - 食品製造事業者を軸に、1次から3次までの地域経済循環拡大の先導的モデルを支援
 - ①地消地産化モデル創出補助金
 - ②ネットワーク構築支援補助金
- ●対象者

島根県内の食料品・飲料製造事業者

- ●支援内容
 - ①地消地産化モデル創出補助金原材料調達~加工~販売のボトルネック解決にかかるソフト、ハード支援補助額上限1,000万円、1/2以内
 - ②ネットワーク構築支援補助金 モデル創出に向けたネットワーク構築、情報収集等のソフト支援 補助額上限50万円、1/2以内
 - ※商工会議所・商工会を通じて申請ください。

お問い合わせ

経営一般、事業化、設備の導入、受注・販路開拓

E - 05

[強くしなやかな食品産業づくり事業]地域経済を牽引する「中核企業」の成長を支援します

食品産業中核企業育成事業

●事業内容

地域経済を牽引する食品製造事業者育成のための下記の取組を支援

- ①経営課題抽出、優先順位付けのための経営計画作成支援
- ②経営課題解決のための支援
- 対象者島根県内の食料品・飲料製造事業者
- ●支援内容
 - ①経営計画作成

計画作成のために招聘する専門家の謝金・旅費等を負担 負担額上限20万円

- ※商工会議所・商工会への委託により実施します。
- ②経営課題解決

作成した計画で解決の優先順位の高い課題についてソフト、ハード支援助成額上限100万円、1/2以内

- ※商工会議所・商工会を通じて申請ください。
- ※経営課題解決の支援事業者は経営計画を審査して決定します。

事業承継・経営革新等

E - 06

事業承継を契機とした体制整備や新たな取組を支援します

事業承継新事業活動等支援事業(補助金)

地域経済を支える中小企業の円滑な事業承継を促進するため、後継者による 新たな取組や第三者承継を通じた後継者の確保などに必要な経費の一部を補助 し、計画的な実行を支援します。

補助事業の内容

事業区分		概要・対象経費	対象者	補助	力率 法認定等* 1	補助上附	艮(千円) 法認定等*1
後継	①事業承継実施事業	事業承継にかかる諸手続や事 業承継計画を実行するための 戦略策定等の経費	後継予定者(65歳未満)が 決まっており、10年以内に 実施する事業承継計画(事業	1/2		1,000	
	②人材育成事業	後継者の育成や幹部人材の確 保・育成等の経費	承継推進員の確認を受けてい ること。以下同じ)を有する 事業者	1/2		1,000	
(予定) 者	③新商品・新サービス 開発事業	新商品・新サービスの開発や 業務改善のための設備導入、 施設改修等の経費	・後継予定者(65歳未満) が決まっており、5年以内 に実施する事業承継計画を	1/2	2/3	1,000	2,000
者が主体	④販路開拓事業	販路開拓のための広報媒体の 制作や展示会出展等の経費	有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の 事業者(代表者が承継時点 で65歳未満)	1/2	2/3	1,000	2,000
	①~④の複数の事業区分を活用する場合の単年度補助上限*2					3,000	4,000
現経党	⑤第三者承継促進事業	マッチングのための着手金、企業価値診断料等の経費	後継候補者若しくは譲渡先を 確保しようとする事業者、又 は、県内中小企業を譲受しよ うとする県内事業者	1/2		2,000	
現経営者が主体	⑥小規模事業者 企業価値向上事業	将来の事業承継を見据え、生産性向上等を目指して行う設備投資やIT導入の経費	概ね10年以内を目途に事業 承継を予定している小規模事 業者*3(代表者が50歳以上) ※①~④のような「後継者予定 者~「事業承継計画」の有無 を問わない		1/2		2,000

^{*1 「}法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。

申請・相談窓口は最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会、 しまね産業振興財団です。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室
TEL 0852-22-5285 FAX 0852-22-5781
島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課
TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/

^{*2} 会計年度が異なれば、同一事業者の申請は可能。ただし、同一の事業区分での申請は不可。

^{*3 「}小規模事業者」は、常用雇用者数20名以下(商業・サービス業は5名以下)。

技術開発 E-07

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に取り組む際に

資源循環型技術開発事業費補助金

●対象者

県内に事業所を置く事業者、法人格を有する団体及び任意グループ

●事業内容

産業廃棄物の発生の抑制又は再生利用等による産業廃棄物の減量化を促進させ、産業廃棄物の循環的な利用による産業活性化を図る。

〈FS枠〉事業化に向けた研究開発のための市場調査、簡易な可能性試験 〈研究開発枠〉減量化・再生利用に向けた技術の研究開発、産業廃棄物を原 材料とした製品の研究開発

●対象経費

〈FS枠〉市場調査費(委託費、謝金・旅費)、技術指導受入費、研究会経費等 〈研究開発枠〉原材料費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、 委託費等

- ●補助率事業費の2/3以内
- ●限度額 〈FS枠〉2,000千円以下の額 〈研究開発枠〉1.000千円以上10.000千円以下の額

お問い合わせ

〈出雲地域・隠岐地域〉

島根県商工労働部 産業振興課 事業化支援・産学官連携スタッフ TEL 0852-22-6694

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp 〈石見地域〉

島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課

TEL 0855-29-5649

設備の導入

E - 08

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に係る施設・設備の整備に取り組む方へ

産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金

- 対象者県内に事業所を有する事業者
- ●事業内容 産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄 物の適正な処理の促進に係る施設・設備の整備に要する経費の一部を補助
- ●補助対象施設
 - (1) 県内排出の産業廃棄物(汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、鉱さい、ばいじん)の発生抑制、減量化又はリサイクルを目的とする施設・設備
 - (2) がれき類・木くずの破砕施設(ただし、出張破砕等の処理のみの事業を行う場合を除く)
- ●補助対象経費機械装置費及び設置工事費
- ●補助率事業費の1/3以内
- ■限度額20,000 千円(複数の機能を有する施設は30,000 千円)

お問い合わせ

島根県環境生活部 廃棄物対策課 施設整備グループ TEL 0852-22-6419 E-mail haikibutu@pref.shimane.lg.jp 受注・販路拡大

E - 09

循環資源を活用したリサイクル製品の販売促進及び販路拡大に取り組む方へ

しまねグリーン製品認定・普及促進事業

●認定制度の概要

資源の循環利用の促進とリサイクル産業の育成を図るため、島根発の優れた リサイクル製品を「しまねグリーン製品」に認定し、展示商談会出展への支援や業界誌への広告宣伝など販路拡大を支援

- ●認定を受けると
 - (1) 認定証・認定マーク・認定支援補助金
 - ・知事から認定証を交付
 - ・しまねグリーン製品認定マークのシール作成、包 装紙への印刷など
 - ・認定事業者が認定を受けるために要した試験分析 経費の一部を補助



- (2) カタログ・新聞広告等 認定製品と事業者を紹介するカタログの掲載や新聞広告等で紹介
- (3) 販路拡大支援 県内外の製品展示会への出展支援や課題解決のためのアドバイザー派遣 のほか、公共調達や民間需要で利活用が進むよう販路拡大を支援

区分	民間需要の促進	
メニュー	販売促進支援補助	
概 要 しまねグリーン製品の販売促進に要する経費を補助		
対象経費	①広告宣伝費(印刷物作成費、広告掲載費、サンプル製作費) ②商談会出展費(出張旅費、運搬費) ③出展時の販売促進費(注)	
補助率	1/2以内(初回申請2/3以内)	
上限額	50万円(初回申請60万円)	

(注) 通常製品に比べ価格が高いことなどの要件があります。

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 しまね流エコライフ推進グループ TEL 0852-22-6237 E-mail kankyo@pref.shimane.lg.jp

設備の導入

E - 10

地域経済を牽引していく新たな取組を支援します

しまね地域未来投資促進事業助成金

●事業内容

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的 波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引していく新たな取組を支援し ます。

●対象事業

一					
区分	地域経済牽引企業	連携企業			
対象要件	地域経済牽引事業計画に基づく事業であ	あること			
対象者	以下のすべての要件を満たす企業 ①県内中小企業者 ②地域経済牽引事業計画の承認を受け た企業 ものづくり、IT、ヘルスケア、 観光関連事業者	以下のすべての要件を満たす企業 ①県内中小企業者 ②地域経済牽引企業と連携して地域経済牽引事業に取り組む企業 ものづくり			
対象経費	事業推進に必要な下記の経費 (ハード)生産設備等の導入費 (ソフト)技術開発、販路開拓、高度 人材育成、マーケティング調査等に要 する経費				
助成率	(ハード) 1/2 (ソフト) 2/3	(ハード) 1/2			
限度額	5,000千円	1,000千円			

●その他

本助成金の対象要件として、「地域未来投資促進法」に基づく地域経済牽引事業計画の承認が必要になります。承認については別に詳細な規定がありますので、P.208をご確認ください。

お問い合わせ

(ものづくり、IT、ヘルスケアの事業者様)

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

(観光関連事業者様)

島根県商工労働部 観光振興課 観光企画グループ

TEL 0852-22-5625

研究開発・共同研究・産学官連携

E - 11

新技術・新製品の研究開発を支援します

しまね産業基盤高度化支援事業

●事業内容

県内企業の研究開発力強化による個社新技術・新製品の開発、売上増加、利益率向上を図るため、大学等との共同研究費や研究開発経費を助成します。

- 業霍象校●
 - 1. 事業化促進助成金

自社の新製品・新技術の研究開発を外部専門家からの指導・助言を受けな がら行うもの

(必ず外部専門家からの指導・助言を受ける、または大学等と共同研究すること)

- ・助成率 1/2 ・限度額 500万円 ・期間 2年以内(うち大学等との共同研究費は助成率10/10、限度額250万円)
- 2. 次世代技術開発助成金

県内外の大学・研究機関等と協力して次世代新製品・新技術の研究開発を 行うもの

・助成率 1/2 ・限度額 1,000万円 ・期間 2年以内 (うち大学等との共同研究費は助成率 県内10/10、県外2/3、限度 額500万円)

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ TEL 0852-60-5112 E-mail sat@joho-shimane.or.jp

専門家派遣

受注・販路拡大

E - 12

市場調査を支援します

新分野進出に向けた市場調査支援事業

●事業内容

県内中小製造業等(ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。)が、 新分野への進出や新商品の開発等に向けた市場調査を通じて、新たな挑戦に よる競争力の強化を図るための費用について助成します。

●対象事業

新分野への進出や新商品の開発等のため、対象とする分野での評価を受ける ための事業。

- ·助成率 1/2
- ・助成期間 交付決定日から1年以内
- ・限 度 額 50万円 (企業グループ (P.199参照) 200万円)
- ・対象経費 市場調査 (委託費、専門家謝金・旅費等)、試作開発 (原 材料費、工具器具費等) にかかる経費、その他経費

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ TEL 0852-60-5112 E-mail sat@joho-shimane.or.jp

受注・販路拡大、技術開発

E - 13

特殊鋼産業の集積強化のため、ものづくり企業の成長分野への進出を支援します

特殊鋼產業成長分野進出促進助成事業

●事業内容

県の代表的な集積産業の一つである特殊鋼産業のクラスター高度化を図るため、成長分野への進出を目指す企業の素材開発・技術開発・試作開発等に対して助成します。

●対象事業

特殊鋼関連企業*が航空機、エネルギー、次世代自動車などの成長分野へ進出のために取り組む、新製品の開発又は試作若しくは新技術の開発を行う事業

- ·助成率 1/2
- ・助成期間 交付決定日から1年以内
- ・限度額 500万円
- ・対象経費 研究開発にかかる経費 (原材料費、工具器具費、直接人件費等) 販路開拓にかかる経費 (マーケティング調査費等)

*特殊鋼関連企業:特殊鋼に関わる素材製造、工具製造、機械加工(切削、 研削)及び検査を主な事業とする企業

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ TEL 0852-60-5112 E-mail sat@joho-shimane.or.jp

E - 14

IT

事業アイディアの具体化をお手伝い

IT活用サービス創出シード支援事業 [リサーチ・インタビュ支援事業]

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、アイディアの具体化や顧客の確認など初期段階での取り組みを支援します。

- ●対象者
 - ·県内IT事業者
 - ・県内のサービス事業者(非IT事業者)。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る
 - ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

アイデアの具体化や顧客の確認などを目的として実施するリサーチや関係者へのインタビュなどの取り組み

- ●助成内容
 - (1) 助 成 率 対象経費の1/2
 - (2) 助成期間 3か月以内
 - (3) 助成限度額 50万円
 - (4) 対象経費 人件費、旅費、その他必要と認められる経費

●その他

募集は随時に行います。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト(https://www.s-itoc.ip/)をご確認ください。

お問い合わせ

IT

E - 15

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して"検証支援"

IT活用サービス創出シード支援事業 [プロトタイプ検証支援事業]

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、当該サービスの市場 投入に向けた検証の取り組み(顧客インタビューや市場調査など)を支援し ます。

- ●対象者
 - ·県内IT事業者
 - ・県内のサービス事業者 (非IT事業者)。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
 - ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等
- ●対象事業

新たなサービス・製品の実地検証として行う顧客インタビュや市場調査 上記に必要となる最低限の機能を有したサービス・製品の開発

- ●助成内容
 - (1) 助 成 率 対象経費の1/2
 - (2) 助成期間 3か月以内
 - (3) 助成限度額 100万円
 - (4) 対象経費 人件費、旅費、開発及び実地検証に必要な機器の購入経費等

●その他

- (1) 募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト(https://www.s-itoc.jp/)をご確認ください。
- (2) 必要に応じてメンター等の専門家派遣による支援を受けることができます。

お問い合わせ

E — 16

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して"開発支援"

IT活用サービス創出シード支援事業 [サービス・製品開発支援事業]

●事業内容

新たなサービス・製品の市場投入を目指す事業者に対して、当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組みを支援します。

- ●対象者
 - ·県内IT事業者

IT

- ・県内のサービス事業者 (非IT事業者)。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等
- ●対象事業

有償購入する初期顧客が見込めた段階において行う当該サービス等の本格的 な開発や市場投入に向けた取り組み

- ●助成内容
 - (1) 助 成 率 対象経費の1/2
 - (2) 助成期間 6か月以内
 - (3) 助成限度額 500万円
 - (4) 対象経費 人件費、旅費、開発及び検証に必要な機器の購入経費等
- ●その他
 - (1) 募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト(https://www.s-itoc.jp/)をご確認ください。
 - (2) 必要に応じてメンター等の専門家派遣による支援を受けることができます。

お問い合わせ

<u>IT</u> E − 17

地域での受託開発の競争力強化を支援します

受託開発競争力強化支援事業

●事業内容

県内IT企業が、自社の事業成長や地域のIT企業と連携することで地域IT産業の発展を目指し、より上流工程若しくは大規模な受託開発案件を獲得する事業活動を支援します。

関係構築のために発注企業先で行う開発に要する経費や、地域での連携先企業との研修開催に要する経費の一部を助成します。

- ●対象者 島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業
- ●助成内容
 - ・対象経費:発注企業先で開発する際に必要と認める経費(赴任旅費、家賃等)、地域の連携先企業と行う研修費等
 - (1) 地域の代表企業として受託する場合

助 成 率:対象経費の1/2

助成限度額:200万円

(2) 自社の付加価値額が一定以上増加する事業を受託する場合

助 成 率:対象経費の2/3

助成限度額:300万円

お問い合わせ

E - 18

ΙT

新たな市場参入を目指す試作・技術開発に

試作•技術開発支援助成金

●事業内容

県内産業の新たなマーケットの創造や顧客開拓に繋がる、IT関連技術を用いて独創性や新規性に富む試作・技術開発を行う経費の一部を助成します。

- ●対象事業
 - (1) VR (仮想現実)、AR (拡張現実) やドローン、ウェアラブルデバイス 等の先進的なコンテンツ制作技術やIoT技術を用いて、顧客候補へ完成 品に近い試作を実体験させ顧客ニーズを確かめることで、市場参入の可 能性を探る事業。
 - (2) IT関連機器類の開発に技術的リスクが存在する事業で、当該機器の開発 を自らが行えるかどうか試作において技術検証し、市場参入の可能性を 探る事業。
- ●助成内容
 - (1) 助 成 率:対象経費の1/2
 - (2) 助成期間:交付決定日から3か月以内
 - (3) 助成限度額:50万円
 - (4) 対象経費:人件費、外部委託費、実地検証に要する費用他

お問い合わせ

IT

E - 19

派遣研修で技術・ノウハウを獲得

新ビジネスモデル構築支援事業

●目的

自社固有の技術・サービスを構築することを目的として、県内外の他企業等に 社員を送り、新しい技術・業務ノウハウの習得を目指す取り組みを支援します。

業事象技●

県内ソフト系IT企業(中小企業者)が県内外の他企業等において実施する研修又は研究であり、以下の要件を満たすもの。

- (1) 派遣研修・研究型
 - ア 当該企業にとって自社の持つ技術力を著しく向上させる又は特定分野 の業務ノウハウを習得する取り組みであること。
 - イ 優れた経営資源、技術資源を持つ企業等における取り組みであること。
- (2) 営業人材強化研修型

当該企業にとって、自社製品の販売促進に資する人材を育成するための ビジネススクール、大学、専門学校等への通学、通信教育の受講である こと。

- ※概ね連続1ヶ月以上にわたり実施される取り組みであること。 但し非連続の場合には概ね通算1ヶ月以上であること。
- ※(1)と(2)のどちらか又は併用も可能です。但し、新規の取り組みを 優先します。
- ※令和2年度の支援対象期間は、令和3年2月までです。
- ●対象経費
 - 経費① 家賃(社員負担)
 - 経費② 企業が負担する場合の家賃、賃金、教材費、研修・研究材料費、旅費、生活支度費
 - ※但し、研修等に対する対価が研修先から支払われる場合、当該 経費は対象外
- ●補助率

対象経費の2分の1以内

●限度額

1件あたり200万円

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686 島根県商工労働部 産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-5621 FAX 0852-22-5638

IT・企業立地

E - 20

高速通信専用回線利用料やコールセンター通信費を補助します

特定通信費補助金

[高速通信専用回線利用費補助金]

- ●対象者
 - ・製造業(県営工業団地内に限る)
 - ・研究開発型企業及び研究開発支援型企業(ソフト産業・人材育成機関・試験研究機関など)で県の立地計画認定を受けた企業
- ●事業内容

県内の対象者が、高速通信回線を利用して、研究開発や新たな事業展開に取り組む場合にその回線利用料の一部を補助します。

●対象回線

1 Mbps以上の回線の利用料(県内間での利用の場合は、回線の限定あり)

●補助内容

補助率:利用料の1/2を補助

補助限度額: (上限):5,000万円/年(県内間の場合は、1,000万円/年)

(下限):50万円/年

補助期間:最大で5年間

[雇用確保促進特定通信費補助金]

●対象者

次の全てを満たす者。①コールセンター業を営む者で、新規常用従業員数(1年契約以上の契約社員を含む。)が20人以上ある場合。②島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けていること。③操業を開始した日から2年以内に事業利用計画の承認を受けた者。

- ●事業内容
 - コールセンター業に直接必要となる通信費及び電子情報処理組織の使用料の一部を補助します。
- ●補助対象

電気通信事業者へ支払う通信費(電話料金、インターネット利用料など)及び電子情報処理組織(補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの)の使用料

[商工関係補助金等]

●補助内容

補 助 率:利用料の1/2を補助

補助限度額:(上限):5,000万円/年(電話、その他の通信費3,000万円/年、

電子情報処理組織使用料3.000万円/年)

(下限):50万円/年

補助期間:最大で5年間

●その他

「高速通信専用回線利用費補助金」「雇用確保促進特別通信費補助金」のどちらか一つしか補助は受けられません。

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp 海外展開

E - 21

物流コスト削減のために

浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金

●事業内容

浜田港発着の国際定期コンテナ航路(釜山航路)を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を補助します。

区分	対象者	要件	単 価	上限額
	浜田港を初めて利用し輸出入を行った者	1~50TEU	2万円/TEU	100万円
①航路新規利用支援	【石見地域外のもの】 (高速道料金としての支援)	(※初回利用から) 1 年間を対象)	加算 1万円/TEU	50万円
②輸 出 促 進 支 援 30TEU以上の<輸出>を行った者		30~100TEU	1万円/TEU	100万円
③輸 入 促 進 支 援 50TEU以上の<輸入>を行った者		50~100TEU	1万円/TEU	100万円
○ 於 山 】 / P 准 士 控	250TEU以上の輸出入を行う計画があり、 かつ事前協議が整った者	250~400TEU	1万円/TEU	400万円
④輸出入促進支援	【1000TEU以上】 1000TEU以上の計画がある者	1000~1200TEU ※400TEUを超える部分	加算 2500円/TEU	200万円

[※]TEU=20フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

●その他

補助金制度・金額等につきましては、変更となる場合がありますので、利用前に必ずお問い合わせください。

お問い合わせ

浜田港振興会 (島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内) TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411 ホームページ http://www.hamada-minato.jp/

[※]①と「浜田港リーファーコンテナ貨物奨励補助金」との併給は可。

海外展開 E - 22

温度管理が必要な貨物の輸出入を支援します

浜田港リーファーコンテナ貨物奨励補助金

●事業内容

浜田港を利用して取り組むリーファーコンテナ(貨物の温度を一定に保つことができる専用コンテナ)の輸出入にかかる経費の一部を補助します。

区分	対象者	要件	単 価	上限額
リーファーコンテナ 輸出入支援	リーファーコンテナ貨物 での輸出入を行った者	1~100TEU	1万5千円/TEU	150万円

[※]TEU=20フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

●その他

補助金制度・金額等につきましては、変更となる場合がありますので、利用前に必ずお問い合わせください。

お問い合わせ

浜田港振興会 (島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内) TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411 ホームページ http://www.hamada-minato.jp/

^{※「}浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金①航路新規利用支援」との併給は可。

海外展開

E - 23

浜田港コンテナ貨物の創出に向けた取り組みを支援します

浜田港創貨対策事業補助金

●事業内容

浜田港コンテナ貨物の拡大に向けて、浜田港からの輸出入案件発掘から継続的輸出入に至るまでを一貫して行う活動に対し、経費の一部を補助します。

●対象者

複数企業等により構成される共同事業体 ただし、貿易実績があり、貿易を業とする旨の商業登記をしているものが補 助対象者となる場合はこの限りではありません。

- ●対象事業
 - ①輸出入案件発掘段階 市場調査、アドバイザー活用、物流調査、見本市等出展、信用調査、取引 先招へい、商談
 - ②輸送実験段階 物流ルート開拓、輸送実験、証明書等取得、販売促進
- ●対象経費 謝金、旅費、印刷製本費、会議需用費、通訳翻訳料、役務費、広告宣伝費、 通信費、輸送費、委託費、会場費、リース料等
- ●助成率 1/2
- ●限度額
 - ①輸出入案件発掘段階 100万円
 - ②輸送実験段階 100万円
- ●その他

募集は期間を定めての公募になりますので、活用を希望される場合はお問い合わせください。

お問い合わせ

浜田港振興会 (島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内) TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411 ホームページ http://www.hamada-minato.jp/

海外展開 E — 24

海外展開の検討段階から現地での稼働、事業実施までの一連の取り組みを支援します

島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金

●事業内容

海外への進出計画の策定や販路開拓、グローバル人材の確保やローカル技術者の育成など、海外ビジネス展開に関する一連の取り組みに対して助成する制度です。

●対象者

島根県内に事業所を有し、製造業(飲食料品及び工芸品を製造するものを除く)に属する事業を営む事業者

- ●助成内容
 - 1. 現地市場調査等支援事業

将来的な海外への事業展開に向けて、現地市場調査や構想策定を行う事業

- ・補助率 1/2以内
- ・限度額 100万円 (複数企業による海外展開の場合は200万円)
- 2. 海外進出計画策定事業

海外子会社の設立に係る計画の策定等を行う事業

- ·補助率 1/2以内
- ・限度額 300万円
- 3. 海外販路開拓事業

商談会、展示会等への参加、テスト輸出、販売促進活動、海外マーケット向け商品の開発等、海外の事業者と商取引を行うことを目的として行う事業

- ·補助率 1/2以内
- ・限度額 100万円
- 4. グローバル人材確保育成支援事業

海外展開のための人材を外部から確保するため、有料職業紹介事業者に 人材の紹介を依頼する事業又はそれらの人材の育成支援を行う事業

- ·補助率 1/2以内
- ・限度額 100万円
- 5. 海外拠点ローカル技術者育成事業 海外拠点において中核的な役割を担うローカル技術者の技術指導を行う 事業
 - ・補助率 1/2以内
 - ・限度額 100万円

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ TEL 0852-60-5114 E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

受注・販路拡大

E - 25

海外販路開拓活動に取り組む県内事業者の取り組みを支援します

しまね海外販路開拓支援助成金

●対象者

次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ島根県税の滞納がない者

- (1) 県内に主たる事務所若しくは事業所を有する、又は海外販路開拓しよ うとする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者 (但し製造業(飲食料品及び工芸品製造を除く。) 以外を営む者)
- (2) 県内に所在する農事組合法人
- 業電象校●

自社製品等の海外販路開拓を目的として行う以下の取り組み

- ①商談会・展示会等への参加
- ②販売促進活動
- ③輸出向け商品の開発
- ④その他目的達成に必要と認められる取り組み
- ●対象経費

賃金、謝金、旅費、印刷製本費、通訳翻訳費、役務費、広告宣伝費、通信運搬費、委託費、会場費、リース料等

- ●助成率 1/2以内
- ●助成限度額 1.000千円
- ●公募時期

第1回 令和2年5月下旬~7月上旬(審査会 7月下旬)(予定) 第2回 令和2年8月上旬~9月中旬(審査会 10月上旬)(予定)

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ TEL 0852-60-5114 E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

海外展開 E — 26

地域中小企業の全国・海外への販路開拓、ブランド確立に取り組む事業を支援します

JAPANブランド育成支援等事業

●事業概要

本事業は、全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、新商品・サービス開発や販路開拓・ブランディング等の取組を中小企業者等が行う場合や、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のための支援を、中小企業者や地域の支援機関等が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の全国・海外への販路開拓、ブランド確立を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。

市場調査段階

国内·海外市場開拓段階

①全国·海外展開等事業

国内海外市場で通用する商品力・ブランド力を確立するための、市場調査、専門家招聘、新商品・デザイン開発及び評価、展示会出展等

1年目 2/3補助 上限額:500万円* 2年目 2/3補助 上限額:500万円** <u>3年目</u> **1∕2補助** 上限額:500万円^{*}

※複数者による共同申請の場合、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額とする。5社以上の連携であっても上限額は2,000万円とする。

②全国・海外展開等サポート事業

民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対し全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得を支援する取組

1年目 2/3補助 F限額: 2,000万円 2年目 2/3補助 F限額: 2,000万円 3年且 1/2補助 ト限額:2.000万円

●支援対象者

中小企業、事業協同組合、商工会議所、商工会、NPO法人等

- ●補助事業内容
 - ①全国・海外展開等事業

中小企業等が、海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組み (新商品・サービス開発やブランディング等)を行うとき、その経費の一部を補助します。

補助金額:200~500万円※複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

補助率:2/3以内,1/2以内

② 全国・海外展開等サポート事業

民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)を行うとき、その経費の一部を補助します。

補助金額:200~2,000万円

補助率: 2/3以内, 1/2以内

- ●令和2年度公募期間 2月25日~3月25日(公募終了)
- ●令和2年度補正予算事業として、同様の支援事業を公募予定

※事務局:株式会社ジェイアール東日本企画

公募期間、事業内容等の詳細は未定 (経済産業省のHP等を参照のこと)

お問い合わせ

中国経済産業局 産業部 経営支援課、国際課 TEL 082-224-5658(経営支援課)、082-224-5659(国際課) E-mail cgk-jb@meti.go.jp 創業・ベンチャー・経営革新、環境・エネルギー

E - 27

ISO 等認証取得時の費用を助成します

国際規格認証取得促進助成事業

県内企業の販路拡大と経営基盤強化を支援するために、ISOシリーズや FSSC22000などの国際規格認証取得に必要な経費の一部を助成します。また、 JFS-B規格、JFS-C規格も助成対象といたしました。

●対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ①県内に事務所または事業所を有する中小企業者(みなし大企業を除く)
- ②経営革新計画または同等以上の計画にもとづく取り組みを行う者
- ③製造業または情報サービス業を営む者 (製造業または情報サービス業の分野での取得を目指す者)
- ④助成金交付決定後1年以内に認証の取得が見込まれる者
- ⑤税金を完納している者
- ●対象経費
 - ・専門家(経営コンサルタント等)経費
 - ・審査登録に要する経費(=審査登録機関へ支払う経費) ※交付決定前に支払済の経費については対象外となります
- ●助成限度額

対象経費の1/2以内で1件あたり100万円以内

- ※企業グループ (P.199参照) で戦略的な取り組みを行い、その構成企業がセクター規格を取得する場合は上限200万円とする。
- ●募集期間 随時

MGOO

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ TEL 0852-60-5115 E-mail con@joho-shimane.or.jp

研究開発・技術開発

E - 28

地域資源を活用した新商品開発等を支援します

ふるさとものづくり支援事業

●対象者

企業等に対して市町村が地域特産品となる新商品開発等に必要な経費の補助を行う場合に、市町村に対して補助金を交付します。

●対象経費

企業等の新商品の研究開発・事業化・市場調査・販路開拓等に要する経費

●補助率

補助対象と認められる経費の2/3以内

(ただし、補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。) 離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には9/10以内)

●補助限度額

区分	補助限度額	
将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行っことで地域産業の発展が図られる事業(経費の規模に応して補助金を交付)	Aタイプ	10,000千円
	Bタイプ	5,000千円
	Cタイプ	1,000千円
これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したもの の商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事 業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業	Dタイプ	2,000千円

※一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の補助金となりますので、 詳しくは下記ホームページをご覧ください。

https://www.furusato-zaidan.or.jp/monodukuri/

お問い合わせ

地域商業活性化とまちづくりの推進のために

地域商業等支援事業

●目的

商圏人口の減少、郊外型大型店舗等への顧客の流出が進む中、新規出店に意欲的な事業者への開業前後におけるサポートを強化することにより、新たな開業の促進と経営安定化を支援し、もって地域商業機能の維持及び地域商業等の振興を図る。





市町村



県

●事業内容

	● 学未り合						
事業	区分	補助内容	県補助率	県補助限度額			
小売店等開業支援事業	一般枠	■補助対象者 開店計画を有し、①又は②の区域において、次の業種にかかる 事業を実施する者 ①中心市街地の活性化に関する法律における認定基本計画に位置 づけられた区域 ②市町村が重点的に商業を振興する区域 【業種】 」小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽 業、サービス業のうち自動車整備業 ◆補助対象経費 開店に係る初期投資費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	ソフト 1/4 ハード 1/4 (ただし前年度継 続分は1/3)	1,000千円 (市町村負担額を 上限)			
	特別枠	■補助対象者 以下の条件を満たす者(業種は一般枠と同じ) ①開店計画を持つ者で、産業競争力強化法における特定創業支援 等事業のスクール等を受講する予定の者又は既に受講した者 ②既に店舗を経営している者で、産業競争力強化法における特定 創業支援等事業のスクール等を受講する予定の者 ◆補助対象経費 開店に係る初期投資費用及びスクール等の受講に係る費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、旅費、受講料)	ソフト 1/4 ハード 1/4 (ただし前年度継 続分は1/3)	1,200千円 (市町村負担額を 上限)			
1	買い勿下更対策事業	■補助対象者 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」「既存店舗の理解を得ている」と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者(事業承継を含む) B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者(開店のみ) C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者 ◆補助対象経費 対象者A 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料 対象者C 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品	ソフト 1/4 ハード 1/4 (ただし前年度継 続分は1/3)	5,000千円 (市町村負担額を 上限)			

	■補助対象者 飲食料品等の移動販売事業又は宅配事業を行う計画を有する は既に行っている小売業者、組合等 ●補助対象経費 ①移動販売又は宅配事業に必要な車両及び設備の取得費(200 円以上のものに限る) ②移動販売又は宅配事業の運営に要する燃料費、車検費用、修 費、備品購入費 ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。 ③軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能なPOS ステム等レジ関連機器(パソコン・タブレット等)の購入ま はリースにかかる経費		補助限度額:1,000千円 (市町村負担額を上限 (市町村負担額を上限) 定額1年目50千円 2年目40千円 3年目30千円 (市町村負担額を上限) [対象経費③] 補助率:1/4	
業環境整備事業	一般枠	■補助対象者 商業環境の改善に資する施設整備計画を持つ組合、商工団体等 ◆補助対象経費 施設設備の設置・取得・整備に要する経費	ハード 1/4	5,000千円 (市町村負担額を 上限)
	性化	■補助対象者 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)における認定基本計画に位置づけられた事業について、国の交付決定を受けた者 ◆補助対象経費 上記認定基本計画に位置づけられた事業のうち、国の交付決定を受けた経費	国補助対象経費の 1/9	30,000千円 (市町村負担額を 上限)
換点整備事業	地域流通	■補助対象者 飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する者(卸売業者、小売業者、運輸業者、組合、商工団体、規約を有する任意組織等) ◆補助対象経費 地域流通拠点の整備に要する経費	ハード 1/4	1,500千円 (市町村負担額を 上限)

●その他

本事業は、市町村を通じた補助金となりますので市町村ごとに事業実施の有無、補助対象となる事業の範囲、補助率、補助限度額等は異なります。詳しくは各市町村商工担当課へご相談ください。

お問い合わせ 各市町村商業担当部局

島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援グループ TEL 0852-22-6055 FAX 0852-22-5781 E-mail keiei@pref.shimane.lg.jp 島根県西部県民センター 商工観光部 商工振興課 TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306 E-mail hamadasyoro@pref.shimane.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策

E - 30

事業継続に向けた売上確保の取り組みを支援します

商業・サービス業感染症対応支援事業

●事業内容

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や、事業継続に向けた売上確保のための新事業展開に取り組む場合に、必要な経費の一部を市町村と協調して補助します。

- ●対象者
 - 県内に本社又は主たる事業所を置く事業者(中小企業、個人、組合)
- ●対象業種

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、鉄道業、 道路旅客運送業、水運業

- ※風俗営業等に属する一部の事業を除く。
- ●補助の対象となる経費

飛沫拡散防止設備導入にかかる経費、マスク等購入にかかる経費、テイクアウト・デリバリー等にかかる経費、新商品開発にかかる経費、店舗改修費、 備品購入費 等

- ●補助率(市町村分含む)補助の対象となる経費の4/5
- ●補助の限度額(市町村分含む) 一事業者あたり800千円(上限)~80千円(下限)
- ●補助対象期間令和2年4月7日~令和2年12月31日
- ●その他

本事業は、市町村を通じた補助金となります。詳しくは各市町村の商業担当課へご相談ください。

お問い合わせ

各市町村 商業担当課

島根県 商工労働部中小企業課 商業・サービス業支援グループ TEL 0852-22-5655 FAX 0852-22-5781 E-mail keiei@pref.shimane.lg.jp 島根県 西部県民センター 商工観光部 商工振興課 TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306 E-mail seibu-kankou@pref.shimane.lg.jp

創業・ベンチャー、経営革新

E - 31

地域課題の解決を目指して起業される方へ

わくわく島根起業支援事業

●事業内容

県外からの移住者又は県内在住者が、地域課題の解決を目的として新たに起業する場合に、その起業に必要な経費の一部を補助します。

●対象者

県外からの移住者(補助事業完了日までに県内に居住する者)又は県内在住者で、事業の公募開始日以降から補助事業完了日までに、個人事業の開業届けを行う者又は法人等の設立登記を行う代表者。

業事象技●

下記のサービスの分野において、地域課題の解決を図るために新たに起業する事業。

- ・中山間地域及び離島の生活機能の確保に資するサービス
- ・まちづくりや地域の活性化に資するサービス
- ・教育や子育て環境の充実に資するサービス
- ・高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス
- ※その他、事業の継続性や必要性が認められることが補助の要件となります。
- ●補助の対象となる経費

人件費(補助事業に直接従事する従業員へ支払う給与・賃金)、店舗等借入費、 リース・レンタル費、機械装置等費、店舗等改修費、旅費、広報費、展示会 等出展費、外注・委託費

●補助率

補助の対象となる経費の1/2以内

●補助の限度額

1事業あたり200万円

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-21-0651

ホームページ http://www.shoko-shimane.or.jp/

環境・エネルギー

E - 32

地球温暖化対策の取り組みを推進

エコアクション21認証取得促進事業

(島根県地球温暖化対策協議会事業者部会事業)

●対象者

しまねストップ地球温暖化宣言事業者(組合、中小企業者等に限る) 原則、島根県内に本社事業所を置く中小企業者

- ●事業内容 エコアクション21を新たに認証取得した事業者に対し経費の一部を助成し ます。
- ●対象経費 専門家経費、審査登録経費
- ●補助率

対象経費の2分の1以内(ト限:30万円)

対象数5事業所・団体等

エコアクション21とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、環境省が策定したガイドラインに基づく 国内規格の環境マネジメントシステムです。中小企業にも取り組みやすく、目標設 定から評価・見直しまでの環境活動について認証・登録する制度で、環境負荷を減 らすと同時に経営上の効果も期待できます。

- ◆産業廃棄物処理業者については、優良産廃処理業者認定制度の基準のうちの1つ 「環境配慮の取組」として、エコアクション21等の認証を取得することが要件と なっています。
- ◆審査費用、認証登録費用の負担が低く、文書作成量も少ないので認証取得に要する労力・コストとも軽減することができます。
- ◆環境経営レポートの作成が必須となっており、社会的責任を果たす企業としての イメージが高まります。

エコアクション21の認証登録は、事業場においてシステムを構築し、運用期間(3か月以上)の結果をとりまとめ、登録審査を申し込みます。審査後に地域・中央判定委員会を経て適合と判断されると中央事務局(一般財団法人持続性推進機構内)と契約締結し、認証登録となります。

お問い合わせ

エコアクション21 地域事務局しまね(島根県中小企業団体中央会内) TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686 技術開発

E - 33

技術開発/商工関係補助金等

戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業

〜県内外の優れた技術力を有する企業等と関係構築を深め、技術力強化並び に新たな取引の開始や拡大を図るための取り組みを支援します〜

業事象技●

県内に事業所を有する製造業分野に取り組む中小企業又は組合が県内外企業 等への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みや県内外企業から技術指導 の受入れを実施する取り組みであり、以下の要件を満たすもの

- ①当該企業にとって新分野進出、または技術力強化が見込まれる事業である こと
- ②優れた経営資源、技術資源を持つ県内外企業等への派遣、または県内外企業等からの技術指導の受入れであり、事業終了後に新たな取引の開始や拡大が見込まれる事業であること
- ③概ね1ヶ月以上の派遣、または年間30日程度の技術指導の受入れ、研究・開発への参画のための派遣に係る事業であること
- ④事業終了後、県内において事業展開する計画であること
- ●対象経費

家賃、教材費、研修·研究材料費、技術指導費、旅費、※賃金、※生活支度 費

[※については、派遣型・共同研究型のみの対象経費とする。]

- ●助成率
 - 対象経費の2分の1以内
- ●限度額
 - 1件あたり200万円

[商工関係補助金等]

●事業類型別の支援内容

類 型	1. 派遣型	2. 受入型	3. 共同研究型
共通要件	●対象者は県内に事業所を	有する製造業分野に取り組む)中小企業又は組合
類型 別要 件	●優れた経営・技術資源を 持つ <u>県内外企業へ、</u> 概ね <u>1ヶ月以上</u> の派遣 (※ただし派遣後に新た な取引開始・拡大が見 込まれるもの)		持つ <u>県内外企業や試験研</u>
類 型 別対象経費	●賃金、生活支度費、家賃、 教材費、研修・研究材料 費、技術指導費、旅費		

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ TEL 0852-60-5114 E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

知財活用

E - 34

特許等の外国出願を支援します

中小企業外国出願支援事業

●対象者

外国出願を希望する中小企業

●事業内容

戦略的に外国出願を行おうとする中小企業に対して、外国特許庁に出願する ために必要な翻訳費、外国出願料、外国代理人費用、手数料などの経費の一 部を助成します。

支援対象企業は審査委員会において決定します。

- ●助成対象企業(すべてに該当)
 - (1) 島根県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者 (県内で事業をしていれば、個人事業主や組合でも対象)
 - (2) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること
 - (3) 助成を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること
- ●助成対象となる出願内容(すべてに該当)
 - (1) 特許・実用新案・意匠、商標の外国出願で、外国特許庁へ出願時に要し た経費が対象
 - (2) 申請書提出時点において日本国特許庁に既に出願していること
 - (3) 令和3年2月26日までに、外国特許庁への出願とすべての支払いを完了した上で実績報告書を提出する見込みであること
 - (4) 国内の先行技術調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性があると判断される出願であること
- ●助成対象経費(外国特許庁への出願時に要した費用)
 - (1) 外国特許庁への出願手数料
 - (2) 現地代理人費用
 - (3) 国内代理人費用
 - (4) 翻訳費用
 - (5) その他財団が特に必要と認める費用

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター

〔(一社) 島根県発明協会 (公財) しまね産業振興財団〕

TEL 0852-60-5112

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

事業化 E - 35

『健康』をキーワードに、健康増進を目的とした新しいビジネスを支援します

島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業

「健康」をキーワードに、健康増進を目的とした旅行商品や高齢者の生活支援サービスなどの産学官の連携、医療・福祉・農商工・IT等多様な分野の連携による、島根県ならではの「ヘルスケアビジネス」の事業化を支援します。

●事業概要

(1) 島根県ヘルスケア産業推進協議会

島根県におけるヘルスケア産業の方向性の検討、医療・福祉機関と商工業者等との連携促進を行うために関係機関による協議会を運営します。また、分科会等において多様な分野の参加者による意見交換、セミナーや勉強会の開催、異業種交流、ビジネスマッチングの提供やビジネスニーズの把握、ビジネスプランの検討やブラッシュアップなどの取り組みを行います。

- (2) 島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金 ヘルスケアビジネスの事業化に向けた取組を支援します。
 - ①対象者:中小企業者、事業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が認める団体であって、島根県内

に事業所を有するもの

- ②対象事業:■事業化支援枠:ヘルスケアビジネスのビジネスプランを 事業化するための実証を行う事業
 - ■可能性検証枠:事業化の前段階の市場調査、医学的検証 等を行う事業
- ③対象経費:旅費、会議費、謝金、借料、外注費(事業化支援枠にあっては、市場調査、医学的検証等に係るものを除く。)、印刷

製本費、賃金、通信運搬費、原材料費、消耗品費

- ④補 助 率:補助対象経費の1/2
- ⑤限度額:■事業化支援枠 5,000千円

■可能性検証枠 2,000千円

・詳細については、当課ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 イノベーション推進グループ TEL 0852-22-6395

E-mail healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp
ホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/

E - 36

ΙT

高い収益性を実現するサービス創出を支援

データ活用型自社サービス創出支援事業

●事業内容

県内IT企業がAI等を利用し、データ活用型で新たなサービス開発を創出する取り組みを支援します。

- ●対象者 島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業 県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等
- ●対象事業 データ活用型で新たなサービスを創出するための要素技術の研究開発、システム開発、現地実証、販路開拓などの取り組み
- ●支援内容
 - 1) 助成金支援
 - (1) 助 成 率 対象経費の1/2
 - (2) 助成期間 最大2年
 - (3) 助成限度額 単年度500万円
 - (4) 対象経費 人件費、旅費、産学連携研究費、外注費、開発及び検証 に必要な機器の購入経費、市場調査費、展示会出展経費 等
 - 2)技術指導等 助成金の採択事業について
 - (1) しまねソフト研究開発センター研究員による技術面の指導
 - (2) 同センター職員による事業化推進への支援

お問い合わせ

商業

E - 37

商業・サービス業の県外展開を支援します

商業・サービス業県外展開支援事業

●事業内容

商業・サービス業の事業者が、県内事業所の雇用の維持・拡大や付加価値の 向上を図るため、県外の大消費地など新たな市場の開拓を目指す挑戦的な取 組を支援します。

- ●対象者(次の要件をすべて満たしている方)
 - ①県内に本社・本店を有する事業者で、卸・小売業及びサービス業
 - ②県内で少なくとも1年以上支援対象業種を営んでいること
 - ③県内で5人以上の雇用があること

●対象要件

- ①県内事業所の雇用の維持・拡大や付加価値の向上を図ることを前提とした、 県外での事業展開であること
- ②単なる既存事業の市場対象エリア拡大ではなく、県外の大消費地など適地を対象として、新たな市場の開拓を図るものであること (既に県外で事業展開をしている事業者については、未進出のエリアであれば対象とする)

業霍象校●

- ①事前調査事業(※対象者は新たに県外での事業展開を行う中小企業) 県外展開にあたり、事業計画策定や市場調査など事前調査等に係る取組を 支援
 - ·補助率 1/2以内
 - ・限度額 50万円
- ②システム構築事業

県外展開に際して、必要となる各種システムの構築など、県内本社機能等 の強化に係る取組を支援

- ・補助率 1/2以内(※ただし、大企業は1/4以内)
- ・限度額 300万円
- ③市場開拓モデル事業

県外の新たな市場の獲得を図る、新規性のあるモデル的な取組を支援

- ・補助率 1/2以内(※ただし、大企業は1/4以内)
- ・限度額 300万円
- ※②③事業の併用は可とするが、1事業者あたり上限額を500万円とする

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援グループ TEL 0852-22-5655 FAX 0852-22-5781 E-mail keiei@pref.shimane.lg.jp

スモール・ビジネス

E - 38

商品力向上や商品の認知度向上の取組を支援します

スモール・ビジネス育成支援事業補助金

中山間地域の資源を活用した商品・サービス開発の取組に必要な経費を支援します。

- 業事象技●
 - ・商品の原材料となる農林水産物の栽培、育成
 - ・地域の産品を活用した商品の加工、製造、販売
 - ・地域の自然環境等を活用したサービスの提供等
- ●補助対象経費
 - ・商品企画・開発、販路開拓、流通の仕組みづくり等に必要な経費 (消耗品費、委託費等)
 - ・施設、設備等の整備、改修、修繕に必要な経費 (工事費・備品費・リース料)
 - ※通常の事業実施にかかる経費(ランニングコスト)は対象外
- ●補助対象事業費 500千円~5.000千円
- ●補助率 1/2
- ●補助対象者 県内の中山間地域に主たる事業所がある法人・団体又は住所がある個人
 - ①市町村への補助 (間接補助)
 - 上記の事業を支援する市町村に交付
 - ※市町村の継ぎ足し補助可能
 - ②事業者への補助(直接補助)
 - 上記の事業を実施する事業者に交付
 - ※事業の採択に当たっては、審査会を実施
- ●スモール・ビジネスについての詳細は、中山間地域・離島振興課のHPをご 参照ください。
 - ※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、内容や実施について、変更となる可能性がありますので、最新の情報は中山間地域・離島振興課 HPをご確認ください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課 地域経済振興スタッフ TEL 0852-22-5686 FAX 0852-22-5761